

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金（特例措置）のQ & A

Q 1 新型コロナウイルス感染症の感染疑いで、保健所の指示で自宅または宿泊施設において療養（以下、「宿泊療養等」という）した場合は、傷病手当金の支給対象になりますか。

A 1 感染疑いの場合は支給対象外です。

新型コロナウイルス感染症に感染した方で、医師・保健所の指示により宿泊療養等をした方は対象となります。

Q 2 重症化のリスクが低い人が医師の診断なしに療養できる自主療養制度を利用し、自ら療養した場合、県が発行する「自主療養証明書」をもって傷病手当金の支給を受けることができますか。

A 2 医師の診断がない場合は、入院療養の必要がある方なのか否かがわからないため対象外です。

Q 3 令和4年9月26日から全数把握が見直しされますが、傷病手当金は受けられますか。

A 3 全数把握の対象から外れる感染者は、無症状者や軽・中症者が大勢であり、「本来、入院療養の必要がある」とまでは言えないものであるため、傷病手当金（特例措置）の対象外です。

ただし、全数把握の対象から外れた感染者であっても、医療機関を受診し、医師の診断書（陽性判定日、療養期間がわかるもの）が提出された場合は、入院療養が必要な者とみなし、傷病手当金（特例措置）の対象となります。

Q 4 新型コロナウイルス感染症に感染し、保健所の指示で令和4年12月28日から令和5年1月3日まで自宅療養をしましたが、傷病手当金はいつまで支給されますか。

A 4 特例措置の適用期間は令和4年12月31日までのため、令和4年12月28日から令和4年12月31日の4日間の自宅療養期間は支給対象となります。令和5年1月以降は支給対象外です。

Q 5 支給されるまでどのくらいかかりますか。

A 5 申請書をご提出いただいた日から約2か月後に口座に振込を行う予定です。ただし、申請書類の内容審査の都合で、振込が遅れる場合もあります。また、審査の結果、不支給となる場合もあります。